

令和3年土佐清水市議会定例会12月会議会議録

第1日（令和3年12月6日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議案第60号 令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について

議案第61号 令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第62号 令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第63号 令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第64号 令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について

議案第65号 土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第66号 海ギャラテラスの設置及び管理に関する条例の制定について

議案第67号 土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 土佐清水市竜串特産品販売店舗設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 請願の付託について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本詠君 | 8番 | 甲藤眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 早川聡君 | 局長補佐 | 中嶋由美君 |
| 議事係主幹 | 佐野舞君 | 主幹 | 濱田紗和君 |
| 主幹 | 中濱涼君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |       |                        |       |
|----------------|-------|------------------------|-------|
| 市長             | 泥谷光信君 | 副市長                    | 磯脇堂三君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 戎井大城君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 西原貴樹君 |
| 企画財政課長         | 横山英幸君 | 総務課長(併)<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内研介君 |
| 危機管理課長         | 倉松克臣君 | 消防長                    | 味元博文君 |

|                                          |           |                                    |           |
|------------------------------------------|-----------|------------------------------------|-----------|
| 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長                     | 宮 地 直 道 君 | 健 康 推 進 課 長                        | 山 下 育 君   |
| 福 祉 事 務 所 長 補 佐                          | 岡 野 孝 弘 君 | 市 民 課 長                            | 岡 田 旭 生 君 |
| ま ち づ くり 対 策 課 長                         | 中 尾 吉 宏 君 | 観 光 商 工 課 長                        | 二 宮 眞 弓 君 |
| 国 立 公 園 *<br>ジ オ パ ー ク 推 進 課 長           | 酒 井 満 君   | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 和 泉 政 彦 君 |
| 水 道 課 長                                  | 吉 永 敏 之 君 | じ ん け ん 課 長                        | 亀 谷 幸 則 君 |
| 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム<br>し お さ い 園 長         | 畑 山 正 王 君 | 教 育 長                              | 岡 崎 哲 也 君 |
| こ ど も 未 来 課 長                            | 中 津 恵 子 君 | 生 涯 学 習 課 長                        | 田 村 五 鈴 君 |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 谷 崎 清 君   |                                    |           |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから令和3年土佐清水市議会定例会12月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

12月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 谷口佳保君。

（議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○議会運営委員会委員長（谷口佳保君） おはようございます。

ただいま議題となっております12月会議の審議期間につきましては、11月29日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねました結果、本日から12月22日までの17日間と決定いたしました。

審議期間中の日程として、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、13日は議案に対する質疑及び一般質問、翌14日及び15日は一般質問を行います。

16日は予算決算常任委員会を、17日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催。

最終日、12月22日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑及び討論並びに採決を行

い、全日程を終了したいと思います。

以上報告いたします。

○議長（永野裕夫君） お諮りいたします。

12月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月22日までの17日間といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって12月会議の審議期間は、本日から12月22日までの17日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番前田晃君、11番浅尾公厚君を指名いたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

（議会事務局長 早川 聡君登壇）

○議会事務局長（早川 聡君） おはようございます。9月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は4回開催し、11月12日には「学校現場における教職員の多忙化について」の調査に係る要望書の提出について協議を行いました。

産業厚生常任委員会は2回開催し、11月17日には土佐の清水さばツアーの行政視察等を行いました。

議会運営委員会は3回開催し、11月29日には12月会議の日程等について協議を行いました。

議会だより編集委員会は2回開催し、11月1日に議会だより第119号を発行いたしました。

また、全員協議会は4回開催し、10月13日には議会タブレットのデモンストレーションを、10月18日には救護担架の使用講習会等を、11月4日には性的マイノリティ理解・パートナーシップ制度導入についての研修会を、11月12日には今ノ山風力合同会社による今ノ山風力発電事業についての説明会を行いました。

次に本市への行政視察について申し上げます。

11月18日、宿毛市議会総務委員会一行9名が、学校給食センター建設についての調査のため来局いたしました。

1 1月25日、高松市議会会派一行6名が、ジオパーク及びビジターセンター、あしずり遍路道の調査のため来局いたしました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

1 0月4日、第11回日本ジオパーク全国大会（オンライン会議）開会式、新規認定書授与に議長が出席。

1 0月21日、ジョン万次郎漂流180周年ミュージカル「ジョンマイラブ」上映視察が東温市の坊ちゃん劇場で行われ、議長が出席。

1 0月26日、こうち人づくり広域連合によるトップセミナーが高知市で開催され、正副議長が出席。

1 0月27日、幡多広域市町村圏事務組合議会定例会が幡多クリーンセンターで開催され、議長が出席。

1 1月1日、高知県戦没者追悼式が高知市で開催され、議長が出席。

1 1月8日、四国西南地域市議会議長懇談会が西予市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

1 1月10日、土佐清水市戦没者追悼式が市民文化会館で開催され、副議長はじめ各議員が出席し、議長の代読として副議長が追悼の言葉を述べました。

1 1月10日、全国市議会議長会第225回理事会・第111回評議員会合同会議が東京都で開催され、議長が出席。

1 1月15日、全国過疎地域連盟第52回定期総会が東京都で開催され、議長が出席。

1 1月25日、幡多三市議会議長懇談会が四万十市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

1 1月29日、令和3年定例会11月会議が開催されましたことは御承知のとおりであります。

1 2月3日、第2回全国カツオまつりサミット in 土佐清水・記念シンポジウムが中央公民館で開催され、議長が出席。

1 2月4日、第38回土佐清水市産業祭及び第3回宗田節まつりが開催され、議長が出席しテープカットを行いました。

次に、休会中の議員派遣について御報告いたします。

1 0月26日開催のトップセミナー及び11月8日開催の四国西南地域市議会議長懇談会並びに11月25日開催の幡多三市議会議長懇談会に副議長が、また、11月26日、こうち人づくり広域連合による議会広報研修に谷口佳保議員が派遣されております。

次に、提出議案について申し上げます。

1 2月会議に提出されております案件は、議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第73号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件であります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」から議案第73号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案14件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） おはようございます。本日ここに、令和3年土佐清水市議会定例会12月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

去る9月25日、日本ジオパーク委員会により土佐清水ジオパークが認定されました。実に7年越しとなる悲願を達成することができましたが、これまでを少し振り返ってみますと、平成24年頃、観光入込客数の減少等に危機感を募らせた観光事業者等から、ジオパークを目指してはどうかという声が上がりはじめ、市長に就任した翌年の平成26年度に日本ジオパークの認定を視野に、当時の産業振興課内にジオパーク推進係を新設するとともに、日本ジオパークネットワークの準会員となり取組を始め、平成27年2月には官民で組織する土佐清水ジオパーク推進協議会が設立され、様々な関係者の協働によりジオパーク活動を推進することを確認し、庁内組織も観光商工課ジオパーク推進室へと改編しました。

その後、土佐清水ジオパーク構想推進計画及び保全整備計画、基本計画を策定しながら、土佐清水認定ジオガイドの会を発足するなど、活動の幅を広げながら取組を進めるとともに、昨年、国立公園*ジオパーク推進課へ格上げをし、その活動の拠点となる環境省の足摺宇和海国立公園竜串ビジターセンターうみのわがオープン、また、隣接する新足摺海洋館SATOUMIもオープンするなど、ジオパーク認定に向けた取組を進める上で追い風となり、運営体制面での条件がそろうこととなりました。

一方で、二度の認定見送りで指摘を受けていた、「地形や地質に偏り、生態系や歴史・文化との関わりが弱い」「観光振興の起爆剤としての捉え方」などの理念については、ジオパーク推進協議会が改めて市民を交えて活動の理念を見詰め直すなどの取組を進めた結果、地球規模で物事を考え、地域づくりや社会の課題に取り組む人材を育てるとして、ジオパークを学校教育に取り込むとともに、地域防災活動に波及させるなどの実践を進め、人づくりを柱に据え、ジオパークの理念のさらなる浸透に向けてジオツアーなどの新たなメニューを開発するなど、これまでにない取組も始めながら、念願の認定を受けることができました。

この間の多大なる御支援・御協力を賜りました全ての皆様に対し、心より厚く御礼を申し上げます。

このたびの日本ジオパーク認定は、一つの通過点にすぎず、今後4年に一度の再審査がありますが、再認定を目的化することなく、これまで培ってきたジオパーク推進活動の理念をさらに深化・浸透させることにより、私たちの足元にある大自然を誇りとして持続可能な地域づくりを目指して取組を進めてまいります。

次に、11月1日に新たな指定管理者である株式会社D o t H o m e sのもと、大幅にリニューアルしてオープンしたアシズリテルメであります。

空と海の時の移ろいをゆっくり感じられる施設をテーマにし、海や星空が見渡せる屋外のドーム型のグランピング施設を設けるとともに、ジェットバスやサウナを備えた客室もあり、レストランでは県産食材にこだわった食事を提供するなど、これまでにないコンセプトに基づいた宿泊温泉施設となっております。

今後、ウィズコロナ及びアフターコロナ下で、竜串地区の再整備事業の完了や足摺岬地区の再整備などを見据え、本市の食材も含めて、アシズリテルメの魅力とともに全国に情報発信しながら誘客促進を図ってまいります。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け1年延期となっていた第2回全国カツオまつりサミット in 土佐清水が、カツオ・宗田節でつくる地域の未来と題して、先日の3日、4日の両日にわたり中央公民館を主会場に開催され、併せて宗田節まつりも西町の清水漁港越地区におきまして、第38回土佐清水市産業祭と同時開催されました。

中央公民館では、国連食糧農業機関駐日連絡事務所長である日比絵里子氏によるビデオ講演が開催されるとともに、日本カツオ文化研究所の二平章代表、株式会社いんべん研究開発部の荻野目望氏、渋谷かつお食堂店主の永松真依氏、南郷「港の駅めいつ」支配人の谷村勝徳氏、本市の新谷商店取締役の新谷瞳氏、中土佐町まちづくり課の市川文啓氏によるリレートーク及びパネル討論が開催されました。

また、宗田節まつりでは、全国のカツオ自治体出店の旨いもん市が開催されるとともに、カ

ツオ一本釣り体験や江戸時代のカツオ史跡見学として、中浜地区の宗田節工場やジョン万次郎の生家、臼碯のカツオ漁場岩礁などを巡るツアーも実施され、多くの方々に御参加いただき盛況のうちに終了することができました。

サミット開催の趣旨でもあるカツオ漁やかつおぶしによる恵みや地域の文化歴史を次世代に伝え、カツオの食の魅力を世界に発信することや全国的な交流連携を進めながら地域振興に生かすこと、カツオ産業の地域課題を紹介しながらカツオ漁業と地域の持続的な発展と未来づくりを考えることなど、本市としても取組を継続してまいります。

次に、御寄贈の報告をいたします。

本市出身であり東京都在住の中内義隆様から、個人が所蔵する江戸時代から昭和初期に発刊された四国遍路に係る版画や尋常小学校教科書、シンガー社製のミシンなど、貴重な歴史的資料を寄贈いただきました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、御提案いたしました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

議案第60号から議案第64号までは、令和3年度予算に係る補正予算案であります。

議案第60号一般会計補正予算（第7号）は、新型コロナウイルスワクチン接種の2回目完了し、8か月以上経過した18歳以上の方々を対象にした3回目の追加接種に要する費用として921万2,000円、納税者等の利便性の向上を目的に、土日昼夜を問わず全国のコンビニエンスストアやスマートフォンで税金等のお支払いを可能とするシステムの改修に必要な経費として120万3,000円、現在整備を進めている竜串地区の東側駐車場及び売店等で、整備後に開催予定の竜串マルシェに必要な物品購入やあしずり温泉協議会によるアフターコロナを見据えた取組として、足摺岬に宿泊等する観光客が周遊に利活用する電動アシスト自転車購入のための補助金など506万6,000円、市内の居宅介護支援事業所における介護支援専門員不足により、介護を必要とする方が、介護サービスを利用できない事態を避けるために、セルフケアプランの作成支援を行うセルフケアプランセンターを渭南病院が設立したことによる事業支援補助金として128万1,000円、ふるさと納税の寄附増額に伴う返礼品の経費及びふるさと元気基金積立金として7,039万2,000円、土佐清水市斎場の1号炉誘引排風機の経年劣化による取替えに要する経費として302万5,000円、鹿島公園ののり面の崩落により園路が通行できなくなったため、その落石対策工事費として946万円、9月の台風14号により被災した農地農業用施設の災害復旧経費として400万円、特例給付に係る所得基準の見直しなどの令和4年度児童手当の制度改正及び検診結果の利活用に向けたシステムの改修費用として469万円、決算見込みによる児童手当及び生活保護費の増額分として3,911万5,000円をそれぞれ計上しております。

このほか、高知県が実施する土地改良事業、漁港関係事業、県道整備事業、急傾斜地崩壊対

策事業などの市負担金として4,204万4,000円、令和2年度事業の精算不足額及び今年度事業の増額分として、高知県後期高齢者医療広域連合負担金7,772万4,000円、幡多広域市町村圏事務組合負担金（幡多クリーンセンター）539万7,000円など、歳入歳出それぞれ合計で3億1,110万4,000円を補正計上し、一般会計予算総額は111億3,301万円となります。

次に、特別会計では4会計につきまして補正予算案を計上させていただきました。

議案第61号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、令和2年度繰越金の財政調整基金への積立金及び令和2年度事業の確定に伴う国庫支出金の精算返還金などを計上しております。

議案第62号介護保険特別会計補正予算（第2号）は、今年度決算見込みによる予算の組替え、令和2年度繰越金の介護給付費準備基金への積立金及び令和2年度事業の確定に伴う国庫支出金の精算返還金を計上しております。

議案第63号再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）は、令和2年度繰越金の再生可能エネルギー事業基金への積立金を計上しております。

議案第64号特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）は、職員手当を計上しております。

議案第65号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（新過疎法）が令和3年4月1日から施行され、本市などの過疎地域の市町村として公示をされた地方公共団体において、新過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除を行うための条例の制定であります。

議案第66号は、竜串地域の東エリア再生を目指したぐるっと竜串イーストパーク再整備事業として、観光客の竜串地域全体の滞在時間延長と消費拡大を目的に、駐車場の再整備及び公衆トイレ、売店、飲食スペース等の複合施設（海ギャラテラス）を新設しており、その開設に合わせて設置及び管理条例を制定するものであります。

議案第67号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の額を改正するための条例の一部を改正するものであります。

議案第68号は、地域消防体制の中核的役割を果たす消防団員の処遇改善等を目的に、出勤手当等を改正するための条例の一部を改正するものであります。

議案第69号は、議案第66号に関連し、複合施設（海ギャラテラス）の新設に伴い、既存店舗の取壊し等に係る所在地の改正及び使用料等の内容を追加するための条例の一部を改正するものであります。

議案第70号は、福祉医療費の助成対象者の例外を規則に委任するほか、規定の整備を行うための条例の一部を改正するものであります。

議案第71号は、土佐清水市共同加工施設が令和3年10月末に完成し、使用を開始するための条例の一部を改正するものであります。

議案第72号及び第73号は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準がそれぞれ改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」及び議案第64号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」の2件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」、御説明いたします。

歳出から、御説明いたします。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

初めに、本予算で計上しております2節給料のうち一般職給及び3節職員手当等のうち職員手当等につきましては、決算見込みに伴う正職員に係る人件費の増減でありますので、説明は省略をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費、7節報償費、8節旅費及び13節使用料及び賃借料の減額予算につきましては、コロナの影響により、春の区長会のほか、各種出張が相次いで中止となったことに伴い、関連する経費を減額するものであります。

10節需用費44万2,000円は、市役所本庁舎の電気料を、11節役務費105万

1,000円は、郵便料をそれぞれ決算見込みに伴い、増額補正するものであります。

2款2項2目徴収費、12節委託料120万3,000円は、令和4年度より、市税等の支払いにつきまして、コンビニ収納及びスマホ決済を導入することに伴い、システム改修費用を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

3款1項1目社会福祉総務費、12節委託料305万4,000円は、令和4年度からの児童手当の制度改正に対応するため、システム改修費用を計上するものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されることとなっております。

19節扶助費403万5,000円は、決算見込みに伴い、児童手当を増額補正するものであります。財源につきましては、国及び県支出金が充当されます。

20ページをお願いいたします。

同じく、3款1項1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料18万6,000円は、児童手当の令和2年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

2目障害者福祉費、22節償還金、利子及び割引料273万2,000円は、障害者自立支援給付費及び医療費等の、令和2年度分の実績確定に伴い、国庫支出金と県支出金の精算返還金を計上するものであります。

3目老人福祉費、27節繰出金366万3,000円は、今回の特別養護老人ホームしおさい特別会計の補正に伴い、繰出金を増額するものであります。

7目介護保険対策費、18節負担金、補助及び交付金のうち中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金60万6,000円は、中山間地域における介護サービスの維持確保を図るため、事業所に対し、遠距離地域への訪問・送迎を行う際に補助を行うもので、本年度は事業所数・利用者数ともに増加したことに伴い、増額補正するものであります。財源につきましては、県支出金2分の1を見込んでおります。

同じく、18節負担金、補助及び交付金のうちセルフケアプランセンター事業支援補助金128万1,000円は、介護支援専門員の不足に伴い、セルフケアプランの作成支援を行うため、渭南病院に設立されたセルフケアプランセンターへの事業支援に係る補助金を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

8目社会長寿費、22節償還金、利子及び割引料205万6,000円の減額につきましては、平成29年度に整備されました「あんきな家 清水ヶ丘」におきまして、施設の一部を用途変更することに伴い、当初予算におきまして、交付されていた県補助金の一部を返還することとしておりましたが、今年度から制度改正により補助金の返還が不要となったことから、計上し

ていた返還金を減額するものであります。

3款2項1目児童福祉総務費、19節扶助費10万8,000円は、しみず幼稚園におきまして、預かり保育の利用者数が当初見込みより増となったことに伴い、増額補正するものであります。財源につきましては、国及び県支出金が充当されます。

21ページをお願いいたします。

同じく、3款2項1目児童福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料2万3,000円は、幼稚園の一時預かり保育等の令和2年度事業の実績確定に伴い、国及び県支出金の精算返還金を計上するものであります。

2目保育所運営費、1節報酬199万円、2節給料のうち会計年度任用職給303万6,000円、3節職員手当等のうち職員手当等（会計年度任用職員）89万1,000円は、保育所に所属している会計年度任用職員の人件費につきまして、実績見込みにより、増額するものであります。

3目母子福祉費、22節償還金、利子及び割引料217万7,000円は、ひとり親世帯臨時特別給付金及び母子家庭等対策総合支援事業の、令和2年度事業の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

4目家庭児童相談費、1節報酬から4節共済費までの計57万9,000円は、家庭児童相談員の人件費を決算見込みに伴い、増額補正するものであります。

22ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護総務費、22節償還金、利子及び割引料41万円は、生活困窮者自立相談支援事業の令和2年度事業の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

2目扶助費、19節扶助費3,508万円は、決算見込みに基づき、生活保護費を増額補正するものであります。財源につきましては、国庫支出金4分の3を見込んでおります。

22節償還金、利子及び割引料1,939万3,000円は、生活保護費の令和2年度分の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金103万円の減額は、今回の国民健康保険事業特別会計の補正に伴い、繰出金を減額するものであります。

2目感染症対策費、10節需用費から12節委託料までの計921万2,000円は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る費用を計上するもので、10節需用費、11節役務費には、受診券や案内通知の作成費用のほか郵送料などを計上し、12節委託料にはワクチン接種委託料のほか、予約システム及び接種記録システムの業務委託料などを計上しております。なお、本予算で計上した接種対象者は18歳以上で、本年6月までに2回目のワクチン接種を

完了した医療従事者及び高齢者等の計4,222人としております。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されることとなっております。

23ページをお願いいたします。

同じく、4款1項2目感染症対策費、22節償還金、利子及び割引料8万9,000円は、予防接種事業の令和2年度事業の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

3目健康増進事業費、12節委託料163万6,000円は、健診結果の利活用に向けた保健衛生システムの改修費用を計上するものであります。財源につきましては、国庫支出金の充当を見込んでおります。

18節負担金、補助及び交付金7,772万4,000円は、高知県後期高齢者医療広域連合への医療給付に係る負担金を増額するものであります。

22節償還金、利子及び割引料6万3,000円は、各種がん検診総合支援事業の令和2年度事業の実績確定に伴い、国庫支出金の精算返還金を計上するものであります。

6目環境衛生費、14節工事請負費302万5,000円は、斎場の誘引排風機の取替え費用を計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

4款2項1目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金539万7,000円は、幡多クリーンセンターの運営負担金を増額するもので、負担金の算定基礎となります令和2年度のごみの搬入量が確定し、その数量に基づき負担金を再算定したことと、来年度に予定していた施設改修を今年度前倒して実施したことに伴い、増額するものであります。

24ページをお願いいたします。

5款1項2目農業総務費、18節負担金、補助及び交付金1,777万円は、県が実施する下ノ加江土地改良工事に係る市負担金を計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

22節償還金、利子及び割引料247万2,000円は、昨年まで実施してきた多面的機能支払交付金事業において、国及び県への返還金が生じたことに伴い、計上するものであります。

5款3項3目漁港建設費、10節需用費15万円は、小浜漁港の防波堤の修繕費用を計上するものであります。

18節負担金、補助及び交付金460万円は、県が実施する下川口漁港改修工事に係る市負担金を計上するものであります。財源につきましては、地元分担金と過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

6款1項3目観光振興費につきましては、コロナ禍における観光誘客促進に係る事業費を計上しており、10節需用費には、竜串マルシェやイベント等で活用できるテントやテーブル、

椅子などの購入費用として、131万8,000円を計上し、25ページの18節負担金、補助及び交付金には、あしずり温泉協議会の新たな体験観光メニューとして、宿泊客等が足摺岬周辺を周遊できる電動アシスト自転車を購入する費用に対する補助金として、374万8,000円を計上しております。財源につきましては、県支出金を見込んでおります。

25ページをお願いいたします。

4目観光商工施設費、10節需用費134万円は、公衆トイレ及び観光施設に係る光熱水費を、決算見込みに伴い、増額補正するものであります。

14節工事請負費のうち足摺テルメ改修工事154万8,000円につきましては、テルメの温浴部分の改修と、非常用照明の改修が必要となったことに伴い、計上するものであります。

同じく、14節工事請負費のうち足摺温泉タンク水中ポンプ取替工事80万3,000円は、足摺温泉郷の温泉タンクの水中ポンプ2台のうち1台が故障し、取替えが必要となったことに伴い計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

6目ふるさと魅力推進費につきましては、ふるさと納税の寄附額増に伴い関連する経費を追加計上するもので、当初予算では、今年度の寄附額を2億円と見込んで関連する経費を計上しておりますが、現時点での実績見込みにより、寄附額を2億5,000万円と見込み、関連する経費を追加計上するものであります。7節報償費には返礼品代として1,500万円、11節役務費通信運搬費には返礼品の送料として187万4,000円を計上し、同じく11節役務費手数料36万円、13節使用料及び賃借料315万8,000円は、インターネット受付に係るポータルサイトの運用に係る経費をそれぞれ計上するもので、24節積立金5,000万円は、寄附金を基金に積み立てるものであります。

7款1項1目土木総務費、18節負担金、補助及び交付金1,967万4,000円は、県が実施する道路及び急傾斜地崩壊対策等の工事に係る市負担金につきまして、当初予算での計上を見送ってりましたが、施工箇所及び概算事業費が確定したことに伴い、計上するものであります。財源につきましては、地元分担金と過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

26ページをお願いいたします。

7款4項2目公園費、14節工事請負費946万円は、鹿島公園ののり面の崩落に係る、落石対策工事費を計上するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

8款1項1目常備消防費及び2目救急業務費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴い、減額するものであります。

8款1項3目非常備消防費、7節報償費30万円は、9月末で退団された消防団員2名の退

職報奨金を計上するものであります。

9款4項1目社会教育総務費につきましては、東京2020オリンピック聖火リレーに係る市町村経費に、交付金が交付されることとなったことに伴い、財源振替を行うものであります。

27ページをお願いいたします。

9款4項2目公民館費、10節需用費24万4,000円は、中央公民館の電気料金を決算見込みに伴い、増額補正するものであります。

3目図書館費につきましては、当初予算におきまして、市民図書館の雨漏り等の修繕に係る費用を、需用費（修繕料）に計上しておりましたが、金額・内容等を精査し、14節工事請負費で事業実施することとしたことに伴い、予算の組替えを行うものであります。

10款1項3目農業用施設現年補助災害復旧費、14節工事請負費400万円は、9月の台風14号により被災した農地及び農業用排水路の災害復旧工事費を計上するものであります。財源につきましては、県支出金、受益者負担金のほか、地方債の充当を見込んでおります。

次に、歳入について、御説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税、1億2,382万7,000円は、歳出予算の一般財源として計上するもので、今年度の普通交付税の確定額により、増額しております。

12款1項分担金から、17ページの18款1項5目ふるさと元気基金繰入金につきましては、歳出予算の財源として計上するものであります。

19款1項1目繰越金907万6,000円は歳出予算の一般財源として計上するものであります。

20款4項1目雑入のうち3節民生費雑入と5節農林水産業費雑入につきましては、歳出予算の財源として計上するものであります。同じく、雑入のうち9節教育費雑入につきましては、歳出で説明いたしました財源振替に係る交付金を計上しております。

18ページをお願いいたします。

21款1項市債につきましては、地方債の対象となる事業の財源として、その充当率に基づき計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきましては、市道船場長野線大規模更新事業で、県と締結している協定の期間を1年延長することに伴い、本年度事業が来年度に繰越しとなるため、繰越明許費を設定するものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正につきましては、本年度から2か年以上の契約を行うため、期間と

限度額を設定するもので、地方公務員の定年延長に伴う例規整備支援業務委託につきましては、法改正により、令和5年4月から地方公務員の定年退職年齢が引き上げられることに伴い、条例整備等に係る業務を委託するものであります。

市税等のコンビニエンスストア収納代行業務委託につきましては、令和4年4月から導入する市税等のコンビニ収納及びスマホ決済に係る収納代行業務を委託するものであります。

管理型最終処分場の整備に係る負担金につきましては、佐川町に建設予定の管理型産業廃棄物最終処分場の建設費用の本市の負担金について、債務負担を設定するものであります。

11ページをお願いいたします。

第4表地方債補正につきましては、当該補正予算に関連して、既定の地方債の借入限度額を変更するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,110万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は111億3,301万円となります。

以上で、議案第60号「令和3年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」の説明を終わります。

次に、議案第64号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」、御説明をいたします。

歳入歳出一括して御説明をいたします。

補正予算書の6ページから7ページをお願いいたします。

歳出1款1項1目施設介護サービス管理費につきましては、本入所に係る業務に従事する職員、3款1項1目短期入所生活介護事業費につきましては、短期入所に係る業務に従事する職員の職員手当を、決算見込みに伴い、それぞれ増額するもので、歳入6款1項2目一般会計繰入金は、歳出予算の財源として増額するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ366万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は4億1,899万7,000円となります。

以上で、議案第64号「令和3年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

以上、私からの説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩をいたします。10分程度休憩をいたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時04分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

次に、議案第61号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第63号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について」の2件について説明を求めます。

市民課長。

（市民課長 岡田旭生君登壇）

○市民課長（岡田旭生君） おはようございます。

議案第61号「令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

それでは、補正予算書の9ページの歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち3節職員手当等103万円の減額につきましては、決算見込みに伴い減額するものであります。

7款1項1目24節積立金は、令和2年度の決算確定により、剰余金のうち、基金への積立として322万8,000円を地方財政法第7条及び土佐清水市国民健康保険事業財政調整基金条例第2条に基づき基金に積み立てるものです。

9款1項6目22節償還金、利子及び割引料の19万円は、令和2年度特定健康診査等負担金確定による精算返還金11万円及び令和元年度同負担金の算定誤りによる8万円の償還金を計上するものです。

9款1項7目22節償還金、利子及び割引料の2万8,000円は、令和2年度特別調整交付金確定により返還金を計上するものです。

次に8ページの歳入をお願いいたします。

6款1項1目2節職員給与等繰入金は、歳出で説明いたしました決算見込みによる職員手当等の減額に伴う調整として103万円を減額するものです。

7款1項1目繰越金の344万6,000円につきましては、歳出で説明いたしました積立金の財源及び9款1項6目22節並びに9款1項7目22節償還金、利子及び割引料の財源として計上するものです。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ241万6,000円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ22億744万円となります。

以上で、令和3年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第63号「令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第

3号)について」、御説明いたします。

補正予算書の7ページの歳出をお願いいたします。

2款1項1目24節積立金は、令和2年度の決算確定により、剰余金のうち、基金への積立金として1,100万円を地方財政法第7条及び土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例第2条に基づき基金に積み立てるものです。

次に6ページの歳入をお願いいたします。

6款1項1目繰越金の1,100万円につきましては、歳出で説明いたしました積立金の財源として計上するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億9,305万3,000円となります。

以上で、令和3年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第3号)の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 次に、議案第62号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第2号)について」、説明を求めます。

健康推進課長。

(健康推進課長 山下 育君登壇)

○健康推進課長(山下 育君) 議案第62号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第2号)について」、説明いたします。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

歳出から説明いたします。

2款1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費の529万4,000円の減額と、2款2項介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付費、6目介護予防住宅改修費、7目介護予防サービス計画給付費の合計529万4,000円の増額は、決算見込みにより、既決予算内での歳出予算の組替えをするものです。

3款1項1目24節介護給付費準備基金積立金4,843万4,000円は、第7期介護保険事業計画期間中の剰余金である繰越金を財源として基金積立金を計上するものです。

10ページをお願いいたします。

6款1項3目22節国庫支出金等過年度分返還金7,000円は、過年度分介護給付費国庫負担金の再確定に伴う返還金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

8款1項1目1節繰越金4,844万1,000円は、介護給付費準備基金積立金に加え、過年度介護給付費国庫負担金の再確定による国への返還のため、令和2年度繰越金を計上するものです。

1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,844万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ21億6,013万円となります。

以上、議案第62号「令和3年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第65号「土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」から議案第73号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」までの議案9件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 窪内研介君登壇）

○総務課長（窪内研介君） 議案つづりにより御説明させていただきます。

議案第65号「土佐清水市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」、議案つづり6ページから8ページまでです。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日から施行され、過疎地域の市町村として公示された各団体において、新過疎法の適用に伴う固定資産税の課税免除を行うため、条例を新たに制定するものであります。

対象業種には、これまでの製造業、農林水産物等販売業及び旅館業に加え情報サービス業等を追加し、令和3年4月1日から令和6年3月31日の間に新設または増設したものが対象となります。これまでの取得価格が2,700万円を超える設備の新設または増設に加え、今回は、業種ごとに対象となる金額も区分を設け、資本金規模が5,000万円以下は改修も対象としております。

次に、議案第66号「海ギャラテラスの設置及び管理に関する条例の制定について」、議案つづり9ページから12ページまでです。

本案は、竜串地域東側エリア再生を目指したぐるっと竜串イーストパーク再整備事業として、観光客の竜串地域全体の滞在時間の延長と消費拡大を目的として、駐車場再整備、公衆トイレ・売店・飲食店等を設置し、名称を海ギャラテラスとして整備しております。

この施設が来年度から運営されることとなり、設置及び管理に関する条例を新設するものがあります。

地域食材供給施設（飲食店）の月額使用料1万1,000円、地場産品販売施設（売店）の月額使用料1,200円をはじめ、休館日、開館時間などについて規定するほか、指定管理者による管理を行わせることができる規定を整備するものであります。

議案第67号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり13ページから14ページまでです。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の額を改正するものであります。

現在、出産に係る費用を支援するため、全ての保険制度で出産育児一時金として42万円が支給されておりますが、この42万円には、分娩時の医療事故等で子供が重度の脳性麻痺の障害を負った場合、産科医療補償制度で補償を行い、妊産婦と産科医の負担を軽減するための掛金1万6,000円が加算する形で含まれております。

令和4年1月1日から産科医療補償制度が見直され、当該掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給額について、42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、条例中、出産一時金の額を4,000円増額し、総支給額42万円を据え置く改正であります。

議案第68号「土佐清水市消防団員の定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり15ページから16ページまでです。

本案は、地域消防体制の中核的役割を果たす消防団員の処遇の改善を図ることで、消防団員の士気高揚と団活動に対する家族等の理解を得、地域防災力の向上及び市民の生命、身体及び財産の保護につなげるため、年額報酬、水防出動手当及び火災等出動手当の増額、捜索出動手当及び訓練手当を新設するほか、所要の改正を行うものであります。

主な改正として、水防出動手当1日3,000円、火災等出動手当1回3,000円を1日当たり出動時間が4時間以内3,000円、4時間を超えるとき6,000円に改正し、新たに捜索出動手当を追加。また、訓練出動手当について1回当たり2,000円と規定するものであります。

議案第69号「土佐清水市竜串特産品販売店舗設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり17ページから18ページまでです。

本案は、竜串東側駐車場内の海ギャラテラス建設に伴い、竜串22番の既存店舗の取壊しが実施されたこと。南千尋、見残しにある店舗も現在は休憩所として利用されており、今後も店舗としての使用はないことから、条例の中に記載のある店舗の位置から削除するものであります。

す。

また、竜串特産品販売店舗については、設置条例及び使用料徴収条例の２つの条例がありますが、今回、設置条例に使用料の内容を追加し、使用料徴収条例は廃止するなど所要の改正を行うものであります。

議案第 70 号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 19 ページから 20 ページまでです。

本案は、福祉医療費の助成対象者の例外を規則に委任するため、規定の整備を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

土佐清水市から他市町村へ修学等のために住所を変更したと認められる乳幼児等の保護者で土佐清水市に住所を有する者を助成対象者とするを可能にする旨を明文化するものであります。

また、規則への委任に関しては、暴力団員等である場合には、助成の対象としないことを規定するものであります。

議案第 71 号「土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 21 ページから 22 ページまでです。

本案は、令和 2 年度リマ区域周辺漁業用施設設置事業により建設工事を開始した土佐清水市共同加工施設が令和 3 年 10 月末に完成し、使用を開始するため、改正を行うもので、共同加工施設の月額使用料を月額 28 万 5,471 円と規定するものであります。

議案第 72 号「土佐清水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 23 ページから 26 ページまでです。

本案は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に追加されたことに伴い、保育所等の事業者が作成・保存を行うものや、保育所と保護者との間の手続に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定の整備を行うほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 73 号「土佐清水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり 27 ページから 29 ページまでです。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業者等

が作成する諸記録等を書面に代えて電磁的方法により行うことができる規定の整備を行うほか、所要の改正を行うものであります。

保育所等の連携に関して、基本的に家庭的保育事業はゼロ歳児から2歳児を対象とし、3歳児以降は保育所等に転園できるよう連携施設の設定を求めています。連携先の定員超過や保育士の確保が難しく、転園先での受入れが難しい場合、利用している保護者の希望に基づき、引き続き3歳児以上の子供でも保育の受入れができるよう必要な措置を講じている場合は、連携施設において受け入れて教育または保育を提供する規定を適用せず、引き続き当該施設で受け入れができる旨の規定を追加するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算案及び条例案に対する内容説明を終わります。

日程第4、「請願の付託について」を議題といたします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しております請願付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

なお、付託をした請願につきましては、審議期間中に審議を願い、最終日までに結論を出すよう申し添えておきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は12月13日午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、12月8日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

午前11時24分 散 会